

### 新潟県新発田市で国内 93 例目の豚熱

~昨年 2 月には 130mの距離で陽性イノシシ~

新潟県と農水省は 8 月 14 日、新潟県新発田市の養豚場で豚熱の患畜が確認されたと発表した。同市内で豚約 450 頭を飼養する農場から 13 日に子豚の死亡の増加が見られると通報があり、立入検査を実施。感染の疑いが生じたことから農研機構動物衛生研究部門において精密検査を実施し、患畜と判明した。県内では初めて、国内 93 例目の発生となった。

新潟県畜産課によると、新発田市内では 8 月 7 日までに 10 例の陽性イノシシが確認されており、このうち昨年 2 月に確認されたのは、発生農場からわずか 130mの距離で発見された個体だった。

当該農場では、8 月 7 日から 13 日までの間に、40 日齢前後の離乳子豚 12 頭が死亡し、通報に至った。立入検査では 3 腹からの子豚 13 頭からサンプリングされ、そのうちの 12 頭が PCR 陽性だった。それら子豚には、29~36 日齢でワクチンが接種されていた。ワクチン接種は、家畜保健衛生所の職員が担当していた。

県内における陽性イノシシは、8 月 7 日に上越市で確認されたケースまで 79 例となっているが、このうち 10 例が新発田市で確認されている。

### 豚熱ワクチン登録飼養衛生管理者 5022 人

~認めていないところも埼玉県など 12 都府県~

農水省消費・安全局動物衛生課が行った豚熱ワクチン接種状況の調査結果によると、今年 2 月 1 日時点で、「知事認定獣医師」による接種制度を活用しているところが 35 県、「登録飼養衛生管

理者」による接種制度を活用しているところが 34 県となっている。

知事認定獣医師による接種を認めていないところは、北海道を除く 46 都府県のうち 11 府県(埼玉・富山・石川・福井・山梨・三重・滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山)、知事認定を行っている 35 県における認定獣医師の人数は 996 人で、最多は宮崎県の 175 人となっている。また、新規認定講習については、岐阜・香川・宮崎・沖縄の 4 県で定期的実施しており、30 県では要望があれば随時実施(不定期)していると答えている。広島県では定期+不定期の実施としている。

一方、登録飼養衛生管理者による接種を認めていないのは 12 都府県(埼玉・東京・富山・福井・山梨・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・山口)で、山口県は 3 月 5 日に、山口県は 2 月 14 日にプログラムを承認している。登録飼養衛生管理者の認定数は 5022 人(うち大規模農場従事者 2912 人)、認定農場数は 1632 戸(うち大規模 458 戸)で、1 戸当たり平均人数は約 3 人。登録飼養衛生管理者数の最多は鹿児島県の 1325 人で、登録農場数も鹿児島県が最も多く 425 戸となっている。大規模農場の 1 戸当たり認定管理者数の最多は約 15 人、最小は 2 人だった。また、新規認定のための講習は、7 県(宮城・栃木・山梨・広島・香川・宮崎・沖縄)が定期で実施、26 県では要望があれば随時実施(不定期)、鳥取県と大分県では定期+不定期で実施している。

追加接種の一括協議については、宮城・茨城・栃木・群馬・神奈川・岐阜・静岡・愛知・三重・島根の 10 県の 40 戸の農場(うち大規模 21 戸)で実施している。

## 豚熱等 6 疾病防疫指針、3 年ごとの改正

～防疫措置の所有者の一義的責任を明記など～

農水省消費・安全局は、家伝法に基づき 7 疾病について策定されている特定家畜伝染病防疫指針のうち、豚熱など、牛海綿状脳症(BSE)を除く 6 疾病の指針の見直し作業をほぼ終えた。殺処分など防疫措置に家畜所有者が一義的責任を有することを明記し、所有者が発生・まん延防止のために必要な措置を講じなかった場合には、殺処分の手当金が減額されることも記載して、飼養衛生管理基準の遵守状況の改善を図る。既に牛豚等疾病小委員会の審議を経てパブリックコメントの手続きが行われており(9月4日締切)、9月中の改正が目指されている。

豚熱に関する「特定家畜伝染病防疫指針」(豚熱防疫指針)の主な改正点は、以下のとおり(変更のある部分のみ抜粋)。

### 第 2-1 平時からの取組

◎都道府県は豚等の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

### 第 2-2 発生に備えた体制の構築・強化

◎焼却施設等の利用について、法 21 条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

### 第 6 病性等判定時の措置

◎豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該豚等の所有者に対して、当該豚等に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該豚等の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

### 第 7 発生農場等における防疫措置

◎家畜防疫員は豚等の所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該豚等の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。

◎患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

### 第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第 32 条)

◎移動制限区域外から区域内へ、豚等の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

### 第 10 家畜集合施設の開催等の制限等(法第 26 条、第 33 条及び第 34 条)

◎移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

### 第 14 家畜の再導入

◎発生農場において豚等を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

### 第 21 家畜集合施設の開催等の制限等(法第 26 条、第 33 条及び第 34 条)

◎移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

### 第 24 経口ワクチンの散布

◎経口ワクチンの散布に当たっては、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される協議会を設置する旨明記する。

◇

発生時の“焼却・化製処理”については、現行指針においても、「埋却による処理が困難な場合」と明記されているが、今回の改正では、地域ごとに事前に当事者・関係者が利用できる施設をリストアップしたうえで、あらかじめ、①発生時の利用について管轄する都道府県、市町村と調整し、焼却施設等の所有者または管理者と合意を得るよう指導等を行う、②都道府県知事は、とくに必要と認めるときには市町村長に対し協力を求める、③農水省が保有する大型防疫資材(移動式レンダリング装置)の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う、旨が明記される。

▼パブリックコメント⇒: <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list> からキーワード「豚熱」⇒検索